

## 山形県水資源保全条例及び条例施行規則における事前届出の対象外

### ■土地取引等

|   |   |
|---|---|
| 1 | 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合  |
| 2 | 非常災害のために必要な応急措置として行う場合  |
| 3 | 土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者が分収林特別措置法第10条第2号に掲げる森林整備法人又は国立研究開発法人森林研究・整備機構である場合                             |
| 4 | 土地売買等の契約が、当該土地の所有権等の移転又は設定に関し農地法第3条第1項の規定による許可を要するものである場合又は同項各号のいずれかに該当するものである場合                      |
| 5 | 森林法第10条の2第1項第3号に該当する場合（※1）に係る行為を行うために土地売買等の契約を行う場合（追加）<br>（※1）送配電事業やガス事業など森林法の林地開発許可が不要な公益性の高い事業に係るもの |
| 6 | 電柱（支柱、支線等を含む。）、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する軽易な工作物の新築、改築又は増築を行うために土地売買等の契約を行う場合                            |

なお、相続による土地の所有権等の移転は本条例及び施行規則で定める土地取引等には当たらない。

### ■開発行為

|     |  |     |  |     |  |     |  |     |   |
|-----|--|-----|--|-----|--|-----|--|-----|---|
| 1   | 国又は地方公共団体が行う場合   |     |  |     |  |     |  |     |   |
| 2   | 非常災害のために必要な応急措置として行う場合   |     |  |     |  |     |  |     |   |
| 3   | 農業、林業又は漁業を営むために行う場合  |     |  |     |  |     |  |     |   |
| 4   | 森林法に基づく許可又は届出を要する規則で定める次の行為を行う場合 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(1)</td> <td>森林法第10条の2第1項の規定による許可（※2）を要する行為（同項第3号に該当する場合に係る行為を含む。）<br/>（※2）地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の許可（林地開発許可）</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>森林法第10条の8第1項の規定による届出（※3）を要する行為（同項各号のいずれかに該当する場合に係る行為を含む。）<br/>（※3）地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採及び伐採後の造林の届出</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>森林法第34条第1項若しくは第2項の規定による許可（※4）を要する行為（同条第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を含む。）<br/>（※4）保安林における、立木の伐採の許可及び立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘及び開墾その他の土地の形質を変更する行為に係る許可</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>森林法第34条の2第1項若しくは第34条の3第1項の規定による届出（※5）を要する行為<br/>（※5）保安林における、択伐（人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。）及び間伐の届出</td> </tr> </table> | (1) | 森林法第10条の2第1項の規定による許可（※2）を要する行為（同項第3号に該当する場合に係る行為を含む。）<br>（※2）地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の許可（林地開発許可） | (2) | 森林法第10条の8第1項の規定による届出（※3）を要する行為（同項各号のいずれかに該当する場合に係る行為を含む。）<br>（※3）地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採及び伐採後の造林の届出 | (3) | 森林法第34条第1項若しくは第2項の規定による許可（※4）を要する行為（同条第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を含む。）<br>（※4）保安林における、立木の伐採の許可及び立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘及び開墾その他の土地の形質を変更する行為に係る許可 | (4) | 森林法第34条の2第1項若しくは第34条の3第1項の規定による届出（※5）を要する行為<br>（※5）保安林における、択伐（人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。）及び間伐の届出 |
| (1) | 森林法第10条の2第1項の規定による許可（※2）を要する行為（同項第3号に該当する場合に係る行為を含む。）<br>（※2）地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の許可（林地開発許可）   |     |  |     |  |     |  |     |   |
| (2) | 森林法第10条の8第1項の規定による届出（※3）を要する行為（同項各号のいずれかに該当する場合に係る行為を含む。）<br>（※3）地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採及び伐採後の造林の届出   |     |  |     |  |     |  |     |   |
| (3) | 森林法第34条第1項若しくは第2項の規定による許可（※4）を要する行為（同条第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を含む。）<br>（※4）保安林における、立木の伐採の許可及び立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘及び開墾その他の土地の形質を変更する行為に係る許可   |     |  |     |  |     |  |     |   |
| (4) | 森林法第34条の2第1項若しくは第34条の3第1項の規定による届出（※5）を要する行為<br>（※5）保安林における、択伐（人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。）及び間伐の届出  |     |  |     |  |     |  |     |   |
| 5   | 温泉法第3条第1項又は第11条第1項の規定による許可（※6）を要する行為を行う場合<br>（※6）土地の掘削の許可、温泉のゆう出路の増掘又は温泉のゆう出量を増加させるための動力の装置の許可   |     |  |     |  |     |  |     |   |
| 6   | 山形県地下水の採取の適正化に関する条例第7条第1項の規定による届出（※7）を要する行為（同条第2項各号のいずれかに該当する場合に係る行為を含む。）を行う場合<br>（※7）地下水採取適正化地域内における、新たな地下水採取の届出  |     |  |     |  |     |  |     |   |
| 7   | 自己の居住の用に供する住宅の建築（増築及び改築を含む。）、移転又は撤去のために行う場合  |     |  |     |  |     |  |     |   |
| 8   | 電柱（支柱、支線等を含む。）、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する軽易な工作物の新築、改築又は増築を行う場合   |     |  |     |  |     |  |     |   |
| 9   | 建物その他の工作物の補修等通常の管理行為を行う場合  |     |  |     |  |     |  |     |   |